

# 日本語理解力自己申告 兼 同意書

受講日希望日	講習名	受講者氏名 (在留カード通りに記載願います)
		フリガナ

受講者の日本語理解力については受講者ご本人または雇用主（事業者）の方の申告を前提とした受講となりますので、下記、内容をご確認いただき、ご記入願います。

① 下記A～Cのうち、いずれか1つ当てはまる項目の□に✓を入れてください。

A	<input type="checkbox"/>	日本語の講義及び日本語のテキストを理解できる。	→ 一般（日本語）コースを受講していただけます。
B	<input type="checkbox"/>	日本語での会話は問題なく会話出来る。また読めない漢字があるものの、法律用語、機械専門用語もある程度理解できる。（講習で使用するテキストにはフリガナはありませんので、簡単な漢字が読めない方は受講をお断りします）	→ 事前に日本語理解力テストを実施させていただき、合格いただければ、一般（日本語）コースをご受講頂けます。
C	<input type="checkbox"/>	上記A・B以外の方 日本語での会話は出来るが、カタカナ、ひらがな、漢字が読めない。 母国語などの通訳者がいないと、日本語の講義を理解できない。	→ 一般（日本語）コースは受講していただけません。 教習所にお問い合わせください。

② 上記A・Bにチェックを入れた方は下記項目をご確認のうえ、□に✓を入れてください。

<input type="checkbox"/>	講習は日本語で行い、学科試験は日本語の問題です。自らお読みいただき回答していただきます。
	講習中のスマートフォン等の利用はお断りしております。
	講習テキストは日本語表記で、漢字にふりがな（ルビ）はありません。
	受講日まで下記 URL を参考に勉強していただくことをお勧めします。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html</a> ※厚生労働省のホームページに「補助教材」の掲載あり
	学科試験と実技試験を行いますのでご理解いただけない方は不合格となります。 不合格の場合、受講料の返金には応じられません。修了証の交付も行いません。 学科試験の合格基準は、各科目毎の配点の40%以上、合計点の60%以上です。

日本語の理解力について上記①のとおり申告し、上記②については了承のうえ受講します。

(送付の際は在留カードのコピーも添付願います。)

年 月 日

住所

会社名

雇用主（事業者）氏名

(個人受講の場合は個人名)

教習所記入欄	
実施管理者	受付担当者